

環境問題について

●RoHS指令

RoHS指令とは欧州の電気電子部品における化学物質を制限するための法令（表1参照）

Restriction of the use of certain **H**azardous **S**ubstances in electrical and electronic equipment

（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）の略

電器電子機器類に含まれる特定有害化学物質の使用（表2参照）を制限することによって、環境破壊や健康に及ぼす危険を最小化することを意図した指令である。尚、一部カテゴリー別に（表3参照）、期限付きで適用除外項目がある。（表4参照）

1. 公布、施行、適用等について（表1）

			公布	施行
通称 RoHS1	・制限物質6物質（官報2002/95/EC）	・カテゴリー1～7 & 10が対象	2003年2月13日	2006年7月1日
通称 RoHS2	・制限物質6物質（官報 2011/65/EU） （適用拡大 & CEマークキング制度）	・AC1000V/CD1500V 以下の定格電圧をもつ、全ての電気・電子機器が対象となる ・該当商品にCE マークの貼付が必要となる（2013/01/03～） ・RoHS1 で除外されていたカテゴリー8（医療用機器）、カテゴリー9（監視・制御機器）が対象となり、新たにカテゴリー11（その他電気・電子機器）が追加となる。	2011年7月1日	2011年7月21日
	・制限物質4物質を追加〔10物質〕 （官報 2011/65/EU + 官報（EU）2015/863）	・RoHS2 の制限物質を定めたAnnexII（付書II）を置き換える	2015年6月4日	2019年7月22日

2. RoHS 指令における特定有害化学物質（表2）

対象化学物質名	閾値 ppm	対象化学物質名（RoHS2 追加4物質）	閾値 ppm
カドミウムとその化合物	100	DEHP フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）*1	1000
六価クロム化合物	1000	BBP フタル酸ブチルベンジル*1	1000
水銀及びその化合物	1000	DBP フタル酸ジブチル*1	1000
鉛及びその化合物	1000	DIBP フタル酸ジイソブチル*1	1000
PBB 類 ポリ臭化ビフェニール類	1000		
PBDE 類 ポリ集荷ジフェニエーテル類	1000		

*1：2019年7月22日より追加となった4物質（RoHS2指令追加対象4物質）





3. RoHS（2）各カテゴリー 適用時期一覧表（表3）

No.	カテゴリー名	6物質適用開始	CEマーク表示義務開始	フタル酸エステル4物質追加適用開始
1	大型家電製品	2006年7月1日	2013年1月3日	2019年7月22日
2	小型家電製品			
3	ITおよび通信機器			
4	民生用機器			
5	照明機器			
6	電動工具（大型据付式産業用機械を除く）			
7	玩具・レジャーおよびスポーツ機器			
8	医療用機器	2014年7月22日	2014年7月22日	2021年7月22日
	体外診断用医療機器	2016年7月22日	2016年7月22日	
9	監視及び制御機器	2014年7月22日	2014年7月22日	
	産業用監視・制御装置	2017年7月22日	2017年7月22日	
10	自動販売機	2006年7月1日	2013年1月3日	2019年7月22日
11	上記のカテゴリーに適用されないその他の電気電子機器	2019年7月22日	2019年7月22日	2019年7月22日

4. 適用除外項目（表4）

No.	適用除外用途	有効期限
6(a) 鉛	機械加工用の鋼材中に合金成分として含まれる0.35wt%の鉛	・カテゴリー8、9（体外診断用医療機器および産業用監視・制御機器を除く） ⇒ 2021年7月21日
		・カテゴリー8 体外診断用医療機器 ⇒ 2023年7月21日
		・カテゴリー9 産業用監視・制御機器、カテゴリー11 ⇒ 2024年7月21日
6(a)-I 鉛	機械加工用の鋼材中に合金成分として含まれる0.35wt%の鉛およびバッチ式の溶融亜鉛めっき鋼材部品中に含まれる0.2wt%までの鉛	・カテゴリー1～7、10についての有効期限 ⇒ 2021年7月21日
6(c) 鉛	銅合金に含まれる4wt%までの鉛	・カテゴリー1～7、10 ⇒ 2021年7月21日
		・カテゴリー8、9（体外診断用医療機器および産業用監視・制御機器を除く） ⇒ 2021年7月21日
		・カテゴリー8 体外診断用医療機器 ⇒ 2023年7月21日
		・カテゴリー9 産業用監視・制御機器、カテゴリー11 ⇒ 2024年7月21日

5. 当社製品の箱、商品ラベル等の表示方法について（表5）

	表示例1	表示例2	表示例3	対象品の例
RoHS10物質 対応品ラベル			◆下記の2種類の表示がある商品 ①RoHS対応品（商品ラベル表示含む） ②赤色スタンプで、「RoHS10 物質対応品」と表示がある商品 ◆商品ラベルが無い、または、表示が無いものでRoHS10物質対応品の商品 ①KNP固定具、KNPベース ②カードホルダー専用記名シート	・アングル類（-3C、-SUS、-N、-ZAM等） ・ミニカナグ、角ナット類（-3C、-SUS等） ・サポーター類（MK、MR、MKZ、MRZ他） ・スぺーサー、ガイシ類（LS、CBS、BMC他）
RoHS6物質 対応品ラベル		◆赤枠内には、「RoHS対応品」と記載されている	◆下記の2種類の表示がある商品 ①RoHS対応品（商品ラベル表示含む） ②黒色のスタンプで「RoHS10 物質対応品ではありません。」と表示がある商品	・ハイバック ・バックレース ・ビニパー、ビニパーリング（一時的にRoHS6とRoHS10共存）
RoHS10物質 RoHS6物質 未対応品ラベル		◆赤枠内には、黒地に白色の四角「□」又は白地に黒色の「■」が印字されている	◆表示無し	・アングル類（-UN、-ZN、-YC） ・ミニカナグ、角ナット類（-UN、-ZN、-YC） ・協約型カナグ類

注：上記記載内容は、当社カタログ（最新版）に記載があるカメダデンキ製品に限る。
尚、今後、予告なく、表示方法・内容を変更する場合がありますので、ご了承の程、お願い申し上げます。
緑色の商品ラベルの商品については、各営業担当者までお問い合わせ下さい。